

社会奉仕活動を義務付ける制度等（ドイツ連邦共和国）に関する報告

1. 収容制度の概観

・ 刑罰：自由刑（有期および無期）・罰金刑

一定の場合に自由刑、ないしその残期間の刑罰の執行は、2年以上5年までの間、保護観察のために延期され（参照：表1）、これが取り消されることなく定められた期間が経過すれば、刑の執行が免除される（保護観察の期間は残刑の期間に対応しない）。保護観察対象者に対して賦課される遵守事項として公益給付活動がある。他方、罰金の支払いを行わない者は、代替自由刑、またはそのさらなる代替としての公益給付活動に服する。

・ 改善保安処分（参照：表2）：精神病院収容＝心神喪失等の状態で違法な行為に及んだ者を、精神病院に収容する（期間の定めなし）

禁絶施設収容＝アルコール・薬物を過度に摂取する性癖を有する者が犯行に及んだ場合に、禁絶施設に収容する（上限2年）

保安監置＝主として複数回有罪判決を受けた者で、自由刑ないし自由剥奪的処分の執行のために2年以上収容された後に、新たに2年以上の自由刑を言渡される故意犯を犯したものが、更なる重大な犯罪に出ることが予想され、それゆえに公共に対する危険性が認められる場合に、刑罰に付加して、その者を施設に収容することを命じる（期間の定めなし。10年後に必要的再審査）

その他、自由剥奪を伴わないが、対象者の行動の制約を伴う処分として、

行状監督＝上記の処分が終了した者や、刑罰の執行を満期で終了した者等を対象とし、裁判所に設置される監督署および保護監察官の監督の下に指示事項の遵守を図る（2年以上5年以下）

→刑罰と処分の「二元主義」

・ 未決勾留：被疑者の逃亡・被疑者による罪証隠滅を防止し、手続の維持を図る。

→勾留は、他方で一定の犯罪についての再犯の恐れを理由としても行われうるが（参照：表3）、その合憲性は連邦憲法裁判所により40年前に確認されており（BVerfGE19,342(1965)）、現在、この条文を削除せよという議論も見られない。

→再犯の恐れを理由とする身柄拘束が、警察法上の犯罪予防措置としてではなく、裁判官の命令により行われるのは、被疑者についてさまざまな情報が集められている裁判官により身柄拘束の判断がなされることが適切であると考えられることによる。

- ・ドイツにおける収容状況（参照：表4）

統計上は、ここ数年の間に過剰収容状況が緩和されている。これは、収容能力が向上する一方で（民間資金を導入した刑務所の建設も行われている）、収容者数、特に未決拘禁者が減少していることによる。その理由は明らかではないが、2005年度と2006年度の比較において、犯罪の認知件数は減少している。なお、検挙率は上昇している。他方で、刑罰の長期化が進んでおり、今後どのように推移するかは予断を許さないとの指摘があった。

2. 公益給付活動

（1）法律上の位置づけ

- ① 訴追ないし公判手続段階における手続打ちりの条件（刑事訴訟法 153 条 a）
- ② 自由刑およびその残刑の執行を延期する際の遵守事項（刑法 56 条 b（自由刑の執行延期）、57 条（有期自由刑の残刑の執行延期）、57 条 a（無期自由刑の執行延期））
- ③ 罰金を支払うことができない者にその代替として科される自由刑についての、更なる代替的処分（刑法施行法 293 条）

- ・制度趣旨

- ① は、かかる活動により訴追にかかる公益が消滅し、訴追をしないことが正当化される
- ② は、保護観察中に不法への償いをなさしめる役割を持つ。
- ③ は、一定の換算割合に従い、罰金刑の執行に代替して公益給付活動が行われる。換算割合は、日数罰金制度の下で、1 日分の罰金日額が 6 時間の公益給付活動に対応する旨の規定が、ラントの政令に置かれている。

- ・不遵守の場合、

- ① 手続打ちりの条件が欠けることとなるので、訴追される。
- ② 刑罰の執行を延期して保護観察に付することにより対象者の改善更生が図られるとの展望的な判断が誤りであったと判断されれば、そのことを理由として執行延期の判断が取り消される。
- ③ 履行されなかった部分について罰金刑の支払いが命じられ、あるいはそれに対応した自由刑が執行されることになる。

- ・判断の内容

- ① 法律上、その適用対象が軽微な犯罪に限定されており、事実上、訴追しても実刑にならないような者が対象とされている。
- ② 犯情や当人の犯罪傾向等に照らして刑の執行を要しない場合に、執行延期の判断がなされることとなっており、遵守事項として公益給付活動が命じられうるから刑を執行しな

い、という判断をするものではない。自由刑の残刑の執行延期においても同様である。

なお、統計上保護観察に付される者の人数は年々増加しているが、そのことは、公益給付活動を行う者の数が増えていることを必ずしも意味しない。

- ・ いずれも、対象者の同意を得て行われている。
- ・ ①および②には、その他の条件ないし遵守事項として公益的団体に対する金銭の支払いが定められており、実際にはこちらによるものが多い。

(2) 活動の実際

a. 手続の流れ・関与者

- ・ 検察官が手続打切りに際して、また裁判所が刑罰ないし残刑の執行の延期に際して、時間を定めて公益給付を命じる。対象者は、自ら公益給付作業を選択する、または、一定の機関の斡旋を受けることにより、公益給付作業を行う場所を選択する。
- ・ 対象者が定められた時間数の作業を行うと、受入先からその旨の証明書の発行を受け、これにより命じられた公益給付を行ったこととなる。
- ・ ドイツ連邦基本法上、刑罰の執行に関する権限は州にあるため、斡旋を行う機関は州によりさまざまである。

【ベルリン州】

司法省の司法社会サービス(SDJ: Soziale Dienste der Justiz)、または認可を受けた二つの非政府組織(SBH: Straffälligen- und Bewährungshilfe, Freie Hilfe)が斡旋を行う。

(a) SDJ の概要

- ・ SDJ はベルリン州司法省第三局に属し、160名の職員（専門的技能を有する職員が131名、管理部門が29名）を擁する。保護観察、裁判援助を担当し、公益給付受入先のリストの管理、公益給付作業の斡旋は裁判援助業務の一部として行われている。

(b) SBH の概要

- ・ SBH は、公益給付の斡旋を行うと同時に、受入先としても活動する、1827年創立の公益的有限会社(gGmbH: gemeinnützige Gesellschaft mit beschränkter Haftung)である。今回は受入先として塗装作業の訓練および監督を行っている。
- ・ 職員は有給で活動する者が30名いるほか、名誉職の理事がいる。理事の1人は司法省の職員であり、またSDJの長も個人としての資格でSBHの会員となっているなど、司法省との緊密な連

携の下で活動している。活動資金の一部は司法省からの補助金である。

【ブランデンブルク州】

- ・現在、ブランデンブルク州では、司法省、および BBJ(Berufliche Bildung für Jugendlichen) Consult AG (青少年職業訓練コンサルト株式会社) を含む 12 の民間組織が協力して、「社会統合を通じた拘禁回避(HSI : Haftvermeidung durch soziale Integration)」というプロジェクトを推進している。HSI の活動内容は、
 - 刑務所の内外における相談・指導
 - 刑務所内での社会化教育
 - 青少年教育
 - 雇用に耐える能力の涵養
 - 非営利活動への派遣
 - 分割払いによる罰金支払いの申し立て
 - 社会的および教育的な相談および助言
 - 職業訓練サポート
 - 職業紹介・就職斡旋である。
- ・HSI を構成する企業の一つである BBJ は、ブランデンブルク司法省との契約により活動している株式会社である。EU からの補助金も得て、罰金刑の宣告を受けた者、自由刑の受刑者、また服役を終えた者による活動の調整を行っている。

【ヘッセン州】

- ・ヘッセン州にはベルリン州の SDJ に当たる組織が存在しない。公益給付を担当するのは検察庁の一部門である Gerichtshilfe である。さらに、21 歳以下の者はヴィースバーデン市の Jugendgerichtshilfe が担当する。
- ・現在、コスト削減の観点から、SDJ を設立することが検討されている。その際、公益給付の斡旋を民営化して SDJ から切り離し、SDJ は保護観察および裁判援助に特化するものとされている。

b. 公益給付を命じる判断

- ・手続打切りの場合、捜査資料を中心としたいわゆる一件記録に基づいて判断を行う。刑罰等の執行延期の場合には、これに加えて裁判上明らかになった事情や、民事裁判記録、SDJ による調査結果も加味して判断する。
- ・これらの双方において、検察官や裁判所による判断の主たる対象は、手続の打切りや刑罰ないし残刑の執行の延期自体の是非である。

手続の打切りは、それ自体が初犯者を中心として有責性の低い被疑者を対象として行われるものなので、薬物犯、粗暴犯、性犯罪などが問題となっている場合には、手続が打ち切られることがないがゆえに、公益給付が命じられることはまれである。

これに対して、刑の執行延期の判断においては、かかる犯罪が類型的に除外されることはなく、公益給付が命じられる可能性も生じる。

- ・ 検察官や裁判官は、公益給付を行うべきことを命じるものの、具体的な活動内容を命じることはないが、性犯罪者が幼稚園に送られるなどのミスマッチが生じることのないよう、斡旋機関に対して注意事項を伝達することがある（検察庁と SDJ との間にその旨の合意がある）。ただし、犯罪事実の伝達にとどまり、例えば前科を伝えることはない。

c. 公益給付先の斡旋

ア 公益給付の受入先の選定・リストアップ

- ・ 公益給付として具体的に何を行うかを決定するのは、対象者本人である。もっとも、いかなる作業が公益給付活動として認定されるかは、対象者には通常明らかではないため、SDJ 等がその斡旋をする。

【ベルリン州】

- ・ 公益給付の受入先となりうる対象は、ベルリン州においては SDJ が選定し、これをリスト化している。選定の際に考慮される事項は
 - ① 公益的な事業を行う団体かどうか
 - ② 作業に監督者を付することができるかどうか
 - ③ 対象者が連絡を取ることのできる窓口を用意しているかどうか
 - ④ 実際の作業時間を把握するシステムを設けているかどうかの 4 点である。①の事業の公益性については、税務当局が法人税を免除しているかどうかにより形式的に決せられている。
- ・ 受入先は、原則として受入先となることを希望する団体が SDJ に申請を行うことによって確保されている。
- ・ ベルリン州内において、受入先は 1000 機関あり、その内 500 機関は、対象者が自らコンタクトを取ることができる。残りの 500 機関については、自ら窓口を設けることに消極的である、また作業内容との関係で対象者の犯罪の種類に限定を設けることを望むなどの事情から、SDJ 等を通じてしかコンタクトを取ることができない。
（例）一般的に、幼稚園は性犯罪を行った者の、老人ホームは粗暴犯に及んだ者の、病

院は薬物犯罪に及んだ者を受入れない。

- ・ 営利活動を圧迫するような活動に及ぶと、労働市場・労働組合の理解を得られないため、定期的に理解を得るための説明を行っている。
- ・ 作業の性質は、補助的(zusätzlich)で公益的(gemeinnützig)なものでなければならない。具体的には、スポーツクラブ・市役所の緑地課・保育園・老人ホーム・病院・劇場・プール・教会・墓地において、清掃やベッドメイクの仕事をしている。
- ・ 補助的であることについては、例えば長期のコミットメントが要求される作業はこの要件を満たさないものとされる。すなわち、公益給付活動がなければ成り立たないような作業を行わせることは考えられていない。
- ・ 公益性について、例えば公共の老人ホームが、その経営状態が思わしくないため、公益給付作業により無給でベッドメイクをしてもらうことがある。これに対してホテルがコスト削減のために公益給付事業により無給でベッドメイクをやらせるようなことは考えられていない。
- ・ 受入先は小規模の事業所が多く、SDJとして、作業管理等の面で能力的に疑問があるところも少なくない。例えば遅刻や早退を大目に見ることにより作業認定を甘くしたり、あるいは公益的でない作業をさせるなどの問題が生じることがある。運営や作業管理に不透明な点があればリストから外されるべきであるが、他方で、何をもって認証されるべき「十分な作業」とするかについては受入先の認定に委ねるほかないという事情もあり、証明書の偽造とまで断定するのは現実には困難である。

【ブランデンブルク州】

- ・ 受入先の管理はベルリンをモデルにしており、各裁判所に設置されるSDJと受入先との間で協力協定を結んでいる(Kooperationsvereinbarung)。もっとも、ベルリンのような大都市とは異なり、人口密度の低いブランデンブルク州では受入先が散在しており、十分な作業量を確保して、例えば家の近所で作業したいといった対象者の要望に応えることや、定期的な監督を行うことは難しい。また、このような活動に対応するスキルを備えた組織というよりは、キリスト教の教会やスポーツクラブなどいわゆる素人が受け入れることにならざるを得ない。

【ヘッセン州】

- ・ 公益的な活動をしている組織か否かは、非営利であり、かつ私企業でないことにより決せられる。したがって、たとえば老人ホームの中でも、公益給付の受入先となるには市営の老人ホームでなければならない。

- ・受入機関の認定を受けた組織は、ヘッセン州社会保障省(Hessisches Sozialministerium)の作成するリストに掲示される。ヴィースバーデン検察庁の管轄区域内で、115 機関が選定されている。
- ・Gerichtshilfe に通知される犯罪事実の性質を考慮して、受入先を決定する。薬物犯罪や性犯罪を行った者に病院や幼稚園を斡旋することではなく、公園等での作業を斡旋する。
- ・十分な作業量が確保できない場合には、Gerichtshilfe から市役所等に連絡するなどして探している。公益給付により得られる作業量は、増減がはなはだしい上に予測が困難であり、作業量の確保には苦勞もあるが、今のところ確保できなかったことはない。

イ 具体的な受入先の決定

- ・斡旋により決定する場合には、日時、場所、作業内容等に関する対象者の希望について聞き取りの上、リストに照らし合わせて行う。決定に際してSDJ等が与えられている情報は、犯罪事実および公益給付作業を行うべき期間であり、そのほかに必要な事情があれば対象者から聞き取りを行う。具体的な受入先を選定するに際して、犯罪事実や本人の事情、とりわけ薬物中毒の有無については、特に注意している。ただし、犯罪事実の内容を受入先に通知することはない。
- ・一度の斡旋で必要な公益給付を全てまかなうことができない（長続きしない、必要な作業量が得られないなど）場合には、改めて斡旋を行う。
- ・決定にかかる時間はさまざまであるが、手続打切りの際には作業期間が最長で6ヶ月と定められている（刑訴法153条a第1項第3文）ため相対的に短い時間内で決めている。

d. 公益給付作業の実態

【ベルリン州】

- ・①による公益給付は、2006年においては39900時間が命じられ、その内30000時間が履行されている。②による公益給付は、2006年においては130000時間の公益給付が命じられ、その内92000時間が履行されている（いずれもベルリン州SDJの資料による）。

【各州共通】

- ・公益給付作業を行う者の多くは、罰金刑を支払うことができず、その代替として自由刑を科せられるところ、これを回避するために作業を行う者であるが、その多くは無職で収入がない、病気がある、あるいは薬物中毒であるなど、日常生活に重大な困難を抱えている。そのため、

公益給付作業を確実に行うこと自体に困難を感じる者も少なくない。しかし、公益給付は正常な社会生活を送るためのきっかけとなるものであり、ここから社会保障の枠組みに接続することができれば、再社会化の実効も得られようと思われる。

e. 公益給付作業の具体例

ア ベルリン州・シャーロット＝ザロモン小学校における公益給付活動

- ・SBHの仲介を通じ、公益給付作業として、小学校校舎のペンキの塗り替え等を行っている。SBHが実施する事業であることは、ステッカーによって明らかにされている。
- ・ベルリン州首相からの直接の依頼があったことから検討し、受入れを決定した。
- ・受入れに当たっては児童の父兄に対しても説明会を実施し、対象者が公益的な労働を行うことの意義を説明した。現在、児童、教職員、父兄のそれぞれに理解が得られ、友好的な雰囲気の中で作業をしてもらっている。作業の結果のみならず、立ち居振る舞い、掃除等も行き届いており、今回の作業には大変満足している。

イ ブランデンブルク州・レストランヴァルハラにおける公益給付活動

- ・ポツダム市内にある1920年代に建造された古いキャバレーについて、文化財としての価値があることが判明し、そのリノベーションを公益給付作業によって行うこととした。作業を監督する職人だけでなく、建物の構造計算や文化的価値の調査のためにポツダム大学等の研究機関の協力も得た。改修された建物は、現在レストランとして用いられているが、そこでは、立ち直りを要する少年の職業訓練が行われている。
- ・ヴァルハラプロジェクトは非常に高い水準を達成することができたが、全ての作業がこのようなレベルに達するには、受け入れ側の創造性が強く求められる。HSIプロジェクトは、こうしたレベルの作業を確保するように努めるものである。

f. 対象者が公益給付活動を行わない場合

- ・手続打切りにおいては、不履行により打切りの条件が失われることとなるため、手続が再開され、公訴が提起されることになる。
- ・これに対して、刑罰ないし残刑の執行延期においては、一回の不履行が直ちに刑の執行をもたらすわけではない。それは刑法上、遵守事項違反が刑の延期等の撤回をもたらすのは「粗野に間断なく(gröblich oder beharrlich)」(刑法56条f第1項第3号)行われた場合であるとする規定が設けられているためである。すなわち、不履行は執行延期を不相当とする程度のものでなければならない。

- ・作業に不服がある場合には、SDJに申立てを行うこととなっているが、同意に基づいて作業をしていることもあり、深刻な問題が生じることは少ない。

3. ヘッセン州における電子監視の導入

(1) 対象

- ・電子監視(EFF: Elektronische Fußfesseln)は、未決勾留者で保釈の対象となった者、および自由刑ないし残刑の執行が延期された者を対象として実施している。法律に根拠条文はないが、具体的な手続は、司法省の内規(Richtlinien)に定められている。対象者の同意が必要である。
- ・EFFは、保釈の際の居所指定を担保する手段として、あるいは、保護観察に関しての居所指定・出頭義務を担保する手段として用いられる。
- ・2008年から、自由刑執行中の受刑者への対する開放行刑や、その釈放前準備のためにも用いられることになる予定である。

(2) 手続

- ・裁判所が、一件記録の重要部分を保護観察官に交付し、これをもとに保護観察官は任意の調査を行い、対象者のEFFへの適性を調査する。最終的には、裁判所が検察官とともに、対象者の同意に向けた説得を行う。その期間は1週間程度である。弁護人はEFFを用いることを提案することができる。
- ・対象者は、足首に発信機能の付いたバンドを装着する。家庭には固定電話に接続した受信機を設置し、バンドから得られる電気信号の有無により、対象者の在宅、外出の如何を探知する。対象者は指示により定められた日程表に従い、在宅すべき時間に在宅し、外出すべき時間に外出していることが義務付けられるが、GPSによる追跡はなされず、外出時の実際の所在地は探知されない。得られた信号はヘッセン州データ処理センター(HZD: Hessisches Zentrum für Datenverarbeitung)に送られる。問題があれば、待機官(Bereitschaftsdienst)である保護観察官の携帯電話に自動的に通報される。
- ・バンドを外すためには特殊な工具を用いるか切断することが必要であり、外した場合にはその旨の通報がなされる。
- ・緊密な監視や配慮が功を奏したか否かは、通常数ヶ月の内に明らかになる。したがって、6ヶ月を超えてなお電子監視を継続することはまれである。その後は、EFFを装着することなく保護観察に付される。対象者の援護はEFF装着中と同一の保護観察官が担当する。

(3) 趣旨

- ・未決勾留者を対象として用いるのは、その逃亡や罪証隠滅を確実に阻止するためであるのに対し、保護観察対象者に用いるのは、その再社会化を促進するためである。
- ・現在、EFF が用いられているのは、対象者が社会との関係を失わず、あるいは再社会化を図る上で EFF を用いることが特に適切であると積極的に認められる場合に限定されている。すなわち、収容の代用としてではなく、収容よりも EFF の方が教育改善効果が高いと認められることが、EFF を使用するための必要条件となっている。

(4) 実態

- ・現在 EFF の対象となっているのは 60 名ほどで、そのうち、25%が未決勾留者、75%が保護観察対象者である。
- ・EFF が用いられるのは、専ら保護観察に際しての遵守事項や指示事項に従わず、再度の収容が問題となる者である。すなわち、EFF がなくても問題なく保護観察に服する者や、およそ刑の執行の延期が考えられない者との境界に属する。彼らにとって EFF の使用に対する提案は、社会にとどまり続けるための「最後のチャンス」である。

電子監視に適する事例

- 未決勾留の回避：被疑者が手続から離脱しないようにするために、より密接なコントロールないし教育的な援助が必要であるがゆえに、警察への届け出を課すだけでは十分でない者を対象とする
- 保護観察取消しの回避：通常保護観察からは繰り返し離脱してしまい、例えば常に新たな理由を挙げては扶養義務や公益給付作業を行わない対象者に対して与えられる、消極的な評価を改善する
- 性格が強固でない対象者について、しかしながら違反に対して即時に制裁を加え、他方で遵守は即時に記録してこれを評価するといった相当緊密な教育的援護があれば、成果が得られると予見される者を対象とする。
- 緊密な管理と継続的な保護観察官との接触により、従来刑罰の執行、あるいは未決勾留のみが考えられていたような対象者についても効果が得られる。

電子監視に適さない事例

- 中毒症状の満足が人生の全てであるような薬物中毒患者。
- ・ヘッセン州司法省の試算によれば、2004 年で対象者 1 人一日当たりのコストは、EFF による場合 53 ユーロ、収容する場合 102 ユーロとなっており（現時点では、EFF のコスト

は 33 ユーロとのことであった)、収容に比してコストが低い。

これに対して EFF を用いない保護観察に比して、一名の保護観察官が担当する対象者の数が少ない(通常 80 名に対して 20 名)ため、EFF を用いる方がコストがかかっている。比較すれば、「EFF を用いない保護観察<EFF による保護観察<収容」とのことであった。

- ・電子監視を用いた場合に、とりわけ再犯率等に関して有意な差が見られるかどうかは、現時点で明らかではない。

(5) 公益給付との関係

- ・保護観察対象者が行う公益給付活動は、専ら生じた損害の回復に向けられた遵守事項と位置づけられるのに対して、EFF の使用は、規則的に生活を送ることなど保護観察対象者の生活の改善に向けて発せられる指示の履行を担保するための手段と位置づけられる。
なお、刑罰の執行延期に際して公益給付活動と EFF の使用が並行することはあるが、手続打切りに際して公益給付活動が行われる際に EFF が使用されることはない。

4. その他の手続負担軽減策—判決申合せ

- ・近年、ドイツの刑事裁判実務においては、裁判所が、自白が得られた場合の量刑予測を示すことにより被告人に自白を行うよう働きかけを行い、被告人もこれに応じて自白を行うということが行われている。この実務は長らく行われてきたものであるが、2006 年 5 月 18 日付で、連邦司法省はこれを法的に規律するための刑事訴訟法改正草案を作成・公表している(<http://www.bmj.bund.de/files/-/1234/RefE%20Verständigung.pdf>)。
- ・その場合も裁判所は自白には拘束されないものの、専ら自白の信用性を吟味することによって事実認定を行うこととなり、証拠調べの大部分を省略することができる。これにより手続の短縮、証人の負担軽減という効果が得られ、またその結果として勾留期間も短縮されるので、収容状況緩和にもつながりうるが、もちろんそれを主たる目的とするものではない。
- ・かかる実務は専ら *Absprache* (合意) と呼ばれ、また司法省草案によれば *Verständigung* (申合せ) と呼ばれている。これが用いられる事件は、事案が複雑な経済事件、証人の過重負担が問題となる性犯罪事件などである。
- ・これとは異なり、刑事裁判において、裁判所がおおよそ関与することなく、検察官・被告人・弁護人の中での取引によって事件を終結させることについては、個人的にも、また世間の反応を見ても、消極的に考えざるを得ない。ドイツでは大規模な経済事件において、公益給付と引き換えにする形で刑訴法 153 条 a により手続が打ち切られたことがあるが、これに対してメディア等に現れた国民の怒りははなはだしいものがあった。

<法改正案の骨子>

刑事手続の結論を手続の関与者が申し合わせる実務は、長く行われてきたところであるが、連邦通常裁判所は 2005 年 3 月に、かかる実務の遵守すべき事項を示すと同時に、立法による規整が必要であると判断した。本草案の目的は、判決申合せ実務をドイツ刑事手続の伝統的原則に合致させることにある。そのうち重要な点は、

- ・ 重要事項についての書面化の義務付け
- ・ 法律効果について申し合わせるができる。その際裁判所は、被告人の同意を得て、量刑の上限および下限を示すことができる。
- ・ 上訴の放棄および改善保安処分を合意することの禁止
- ・ 裁判所は、申合せ後、事実及び法的評価に変更が生じた場合には、申し合わせから離脱できる。離脱する場合、被告人はその効果について教示されなければならない、これが行われない場合には、既になされた供述の使用が制限される。
- ・ 申合せに異議のない関与者の上訴制限

弁護側の証拠調べ請求権を制限する内容を含むものであり、現行法では対応できない部分を含むため、法改正が必要である。

表1 保護観察	計	成人の刑法犯									
		刑罰の執行延期		残刑の執行延期						薬物取締法 35条、36条 による執行 延期	その他
		刑法56条	恩赦	有期自由刑				無期自由刑			
				刑法57条		恩赦	計	刑法57条a	恩赦		
1項	2項										
2003	130 667	85 240	903	35 495	3 171	379	39 045	266	55	4 918	240
2004	132 275	87 177	804	34 610	2 993	321	37 924	219	78	5 734	339
2005	134 489	89 029	781	34 246	2 948	289	37 483	212	88	6 527	369

各年のStatistisches Bundesamt作成の統計資料Fachserie 10 Reihe 5 Tabelle1.2.1(Rechtspflege, Bewährungshilfe)より作成

表2 改善保安処分	改善保安処分(刑法61条以下)					
	運転免許の取消し		施設収容			その他の処分(行状監督、職業禁止)
	計	うち6月を超える	精神病院	禁絶施設	保安監置	
2003	125 998	98 134	876	1 643	66	196
2004	124 843	96 735	968	1 609	65	165
2005	118 533	93 117	861	1 628	75	143

各年のStatistisches Bundesamt作成の統計資料Fachserie 10 Reihe 3 Tabelle5.1(Rechtspflege, Strafverfolgung)より作成

表3 未決勾留	認知人員数		勾留の理由(複数該当あり)					勾留期間				
			逃亡の恐れ	証拠隠滅の恐れ	生命に対する重大な犯罪	再犯の恐れ		1月以下	1月を超えて3月まで	3月を超えて6月まで	6月を超えて1年まで	1年を超える
	うち勾留状の発せられている者	うち性的自由に対する犯罪				その他の犯罪						
2003	926 758	34 414	32 705	1 509	388	368	985	10 901	8 378	8 372	5 257	1 506
2004	975 297	31 854	29 839	1 580	917	661	2 105	9 160	7 590	8 404	5 244	1 456
2005	980 936	27 252	25 578	1 425	795	567	1 945	7 247	6 717	7 214	4 587	1 487

各年のStatistisches Bundesamt作成の統計資料Fachserie 10 Reihe 3 Tabelle6.1(Rechtspflege, Strafverfolgung)より作成

表4 収容状況	基準時点	刑務所数	収容定員	収容人員	収容人員 /収容定員	収容状況				自由刑執行のための収容期間				その他の収容形態			残刑等の執行延期				
						未決	自由刑・保安監置		その他	6月未満	6月以上 1年以下	1年を超える	計	代替自由刑	少年刑務所からの如何	社会治療施設収容	57 I	57 II ①	57 II ②	57a	保安監置
							保安監置														
連邦	2004.11.30	202	79209	79452	100.3%	15783	60828	342	2841	10846	11104	31799	53749	3758	2008	1297	907	92	22	6	-
	2005.11.30	199	79687	78664	98.7%	15228	60920	365	2516	10745	11213	32080	54038	3600	2125	1401	1067	97	17	5	3
	2006.11.30	195	79960	76629	95.8%	13330	61142	398	2157	10972	10898	32242	54112	3945	2053	1466	950	99	19	8	2
ベルリン	2004.11.30	9	5029	5228	104.0%	918	4248	19	62	684	604	2563	3851	307	62	204	32	2		2	
	2005.11.30	9	5092	5182	101.8%	907	4197	20	78	649	624	2491	3764	214	82	209	47	2	1		
	2006.11.30	9	5059	5278	104.3%	884	4329	18	65	614	668	2582	3864	259	44	208	33				
ブランデンブルク	2004.11.30	7	2557	2193	85.8%	390	1766	1	37	271	338	894	1503	131	64	66	24	2		1	
	2005.11.30	6	2352	2090	88.9%	352	1714	2	24	272	313	868	1453	131	52	64	37	4			
	2006.11.30	6	2407	2046	85.0%	258	1762	3	26	268	305	882	1455	121	61	57	39	3			
ヘッセン	2004.11.30	17	5728	5661	98.8%	1259	4142	27	260	725	648	2351	3724	277	74	139	67	14	1		
	2005.11.30	17	5624	5485	97.5%	1178	4138	32	169	607	651	2457	3715	263	81	135	73	9	2		
	2006.11.30	17	6019	5363	89.1%	1075	4098	35	190	631	642	2419	3692	303	78	132	83	5	2		1

Bestand der Gefangenen und Verwahrten in den deutschen Justizvollzugsanstalten nach ihrer Unterbringung auf Haftplätzen des geschlossenen und offenen Vollzuges jeweils zu den Stichtagen 31. März, 31. August und 30. November eines Jahres
(Statistisches Bundesamt)より作成(2007年1月15日版)

ベルリンの小学校1-1



ベルリンの小学校2-1



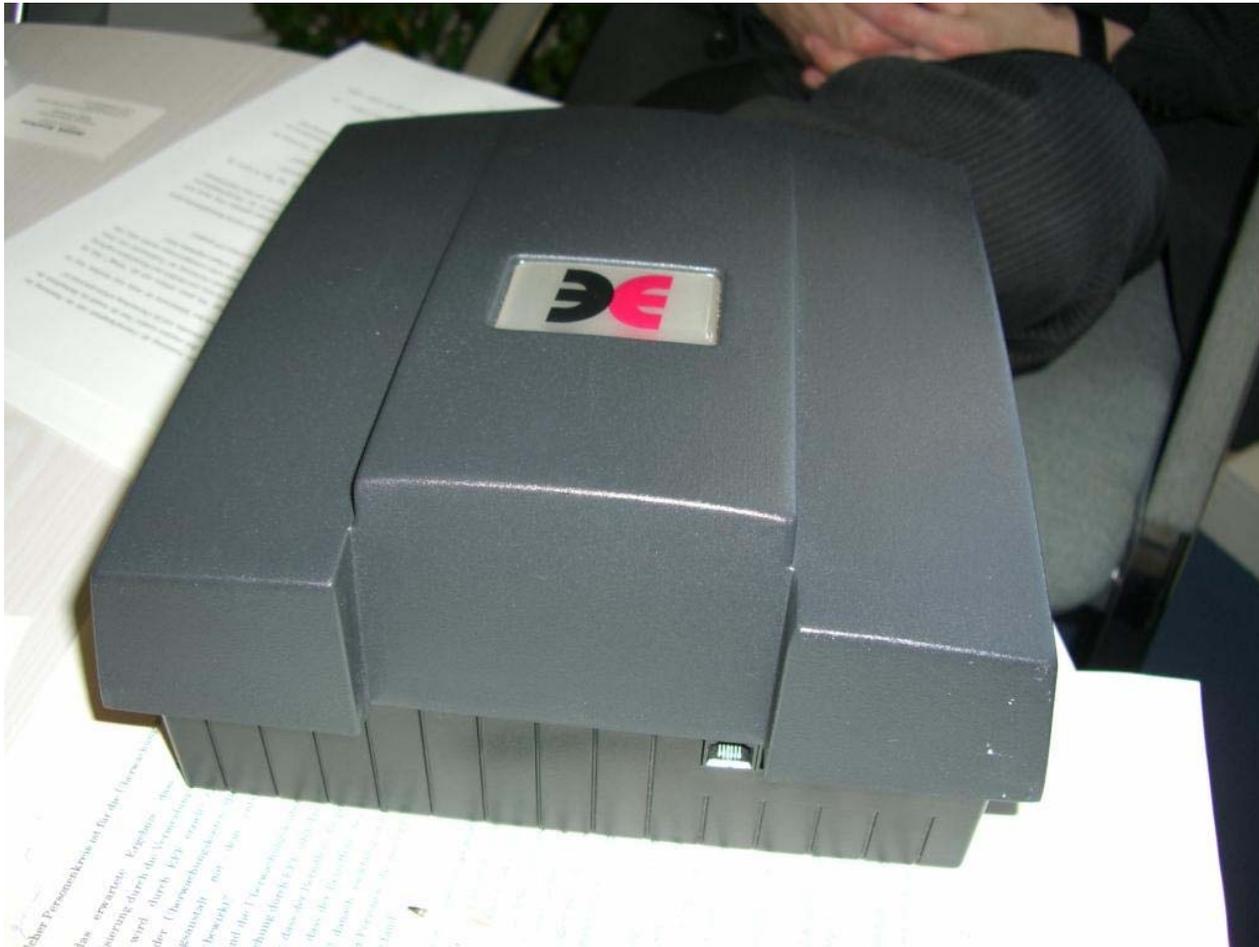
ポツダムのレストラン1-1



ポツダムのレストラン2-1



電子監視機器 受信機1-1



電子監視機器 受信機2-1



電子監視機器 足かせ2-1



参照条文

【刑法】

刑法 43 条 代替自由刑

納付することのできない罰金に代えて自由刑をもってする。1 日の代替自由刑は、1 日分の日額に相当する。代替自由刑の最低限度は 1 日である。

刑法 56 条 刑の執行の延期

1 項 1 年以下の自由刑を言い渡す場合において、有罪の言渡しを受けた者が有罪判決を警告として役立たしめ、将来、刑の執行の作用がなくても、もはやいかなる犯罪行為にも及ばないであろうと期待しうるときには、保護観察のために刑の執行を延期する。
〔略〕

刑法 56 条 a 保護観察期間

1 項 裁判所は、保護観察期間を決定する。その期間は、5 年を超えてはならず、2 年を下回ってはならない。
2 項 保護観察期間は、刑の延期に関する裁判の確定をもって始まる。その期間は、事後的に、最下限まで短縮され、その経過前に、最上限まで延長することができる。

刑法 56 条 b 遵守事項

1 項 裁判所は、有罪の言渡しを受けた者に、犯された不法に対する賠償に役立つ遵守事項を課することができる。その場合、有罪の言渡しを受けた者に対して期待することのできない要請をしてはならない。
2 項 裁判所は、有罪の言渡しを受けた者に対して、次の事項を課することができる。
1 行為によって惹起された損害を、できるだけ回復すること
2 行為および行為者の人格に照らして適切といえる限りにおいて、公益的施設に金員を支払うこと

3 その他公共に役立つ給付を行うこと (sonst gemennützige Leistungen zu erbringen) または、
4 国庫に金員を支払うこと。
1 号、2 号および 4 号に掲げる事項は、その履行が損害回復を妨げない場合に限り命じられるものとする。

刑法 56 条 f 刑の執行延期の撤回

1 項 裁判所は、有罪の言渡しを受けた者が、
1 〔保護観察中に犯罪行為に出たとき〕
2 指示に対し、粗野にまたは間断なく違反し、もしくは、保護監察官の監督および指導を頑固に拒み、そのことにより、新たに犯罪行為に出るとの危惧の念を生ぜしめたとき、または、
3 遵守事項に対し、粗野にまたは間断なく違反したとき
に、刑の延期を撤回する。〔略〕
2 項 ただし、裁判所は、
1 更なる遵守事項または指示事項を課して保護観察官の監督に服せしめること、または
2 保護観察期間を延長すること
で十分なときは、撤回しない。2 号において、保護観察期間は、最初に定められた保護観察期間の半分を超えて延長されてはならない。

刑法 56 条 g 刑の免除

1 項 裁判所が刑の延期を撤回しないときは、保護観察期間経過後に、裁判所は刑を免除する。
〔略〕

刑法 57 条 有期自由刑の残刑の執行延期

1 項 裁判所は次の場合において、有期自由刑の残刑の執行を保護観察のために延期する。
1 科せられた刑の 3 分の 2、ただし 2 月以上の刑の執行を終え、
2 執行の延期が、公共の安全の利益を考慮して責任をもって行われえ、かつ、

参照条文

- 3 有罪の言渡しを受けた者が同意している場合
- 2項 〔略〕
- 3項 56条 a ないし 56条 g は、これを準用する。保護観察期間は、それが事後的に短縮されたときも残刑期間を下回ることは許されない。〔略〕

刑法 57 条 a 無期自由刑の残刑の執行延期

- 1 項 裁判所は、次の場合において無期自由刑の残刑の執行を保護観察のために延期する。
 - 1 15 年の刑を終え
 - 2 有罪の言渡しを受けた者の特別な重さの責任が、更なる執行を必要とせず、かつ、
 - 3 57 条 1 項 1 文 2 号および 3 号の要件が充たされているとき
- 2 項 〔略〕
- 3 項 保護観察の期間は 5 年とする。56 条 a 第 2 項第 1 文、および 56 条 b ないし 56 条 g、および 57 条 3 項 2 文は、これを準用する。

【刑法施行法】

刑法施行法 293 条 代替自由刑執行の回避および労働給付の履行

- 1 項 ラント政府はその政令により、有罪判決を受けた者が、刑法 43 条に定められた代替自由刑の執行を任意の労働(freie Arbeit)によって回避することを、刑罰の執行機関が許可することができるものと定める権限を有する。有罪判決を受けた者が任意の労働を行った場合、代替自由刑の執行は終了する。この労働は無報酬のものでなければならない。また、営利的な目的に資するものであってはならない。ラント政府は政令によりこの権限を司法行政部に委任することができる。
- 2 項 任意の労働により、労働法上の意味における労働関係や、また失業保険または租税関係を含む、社会保障上の意味における雇用

関係のいずれも、成立しないものとする。労働者の保護に関する規定は、事理に応じて適用される。

- 3 項 2 項は、〔略〕刑法 56 条 b 第 2 項第 1 文第 3 号、刑事訴訟法 153 条 a 第 1 項第 1 文第 3 号〔略〕に準用される。

【刑事訴訟法】

刑事訴訟法 112 条 勾留の要件、勾留理由

- 1 項 被疑者又は被告人が罪を犯したと疑うに足りる強い理由があり、かつ勾留の要件が存するときは、これを勾留することができる。ただし、事件の軽重および処せられるべき刑または改善保安処分から見て均衡を失するときは、この限りでない。
- 2 項 特定の事実に基づいて、次の各号に一に当たると認められるときは、勾留の要件が存するものとする。
 - 1 被疑者が逃亡し、または潜伏しているとき
 - 2 当該事件における諸事情を考慮すれば、被疑者が刑事手続を免れる恐れがあるとき（逃亡の恐れ）
 - 3 被疑者の行動が
 - a) 証拠方法を破壊し、変造し、持ち去り、隠匿し、もしくは偽造し、
 - b) 共同被疑者、証人もしくは鑑定人に対し不当なやり方で影響を与え、または
 - c) 第三者に前記のような行動をさせることを強く疑わせるものであり、それゆえに真実の発見を困難ならしめる恐れがあるとき（証拠隠滅の恐れ）
- 3 項 刑法 129 条 a 第 1 項の罪、刑法 211 条、212 条、220 条 a 第 1 項第 1 号の罪、226 条の罪、306 条 b、306 条 c の罪または他人の身体もしくは生命を危険ならしめた刑法 308 条 1 項から 3 項までの罪を犯したことが強く疑われる被疑者に対しては、第 2 項に定める勾留の要件がないときにも、勾留を命ずることができる。

参照条文

刑事訴訟法 112 条 a 更なる勾留の要件

1 項 被疑者が

- 1 刑法 174 条、174 条 a、176 条から 179 条までの罪、または
- 2 反復又は継続して刑法 125 条 a、224 条から 227 条まで、243 条、244 条、249 条から 255 条まで、260 条、263 条、306 条から 306 条 c まで、316a〔略〕の法秩序を著しく侵害する罪
を犯したことが強く疑われ、かつ特定の事実によりその被疑者が有罪判決の確定前に同種の重大な罪を犯し、又は犯罪を継続する恐れがあり、その危険を防止するために勾留が必要と認められるときは、勾留の要件が存するものとする。ただし、2 号の場合については、1 年を超える自由刑が見込まれるときに限る。

- 2 項 112 条による勾留状発付の要件があり、かつ 116 条 1 項、2 項の定める勾留状の執行を猶予する要件が存しないときは、1 項の規定は適用しない。

刑事訴訟法 116 条 勾留状執行の猶予

- 1 項 裁判官は、勾留状が専ら逃亡の恐れに基づいて発せられている場合において、その執行よりも緩やかな処分勾留の目的を達成できると期待すべき十分な理由があるときは勾留状の執行を猶予する。〔略〕
- 2 項 〔略〕
- 3 項 裁判官は、112 条 a により発せられた勾留状であっても、被疑者が一定の指示を遵守し、かつ、これにより勾留の目的が達成されると期待すべき十分な理由があるときは、勾留状の執行を猶予することができる。

刑事訴訟法 153 条 a 暫定的な起訴猶予、暫定的な手続の中止

- 1 項 検察官は、軽罪の事件につき、所定の遵守事項または指示事項が刑事訴追による公の利益を消滅させるのに適しており、かつ責任の程度がこれを妨げないと認めるときは、公判の開始に関し管轄を有する裁判所および被疑者の同意の下に、公訴の提起を暫定的に猶予し、被疑者に対して遵守事項または指示事項を課することができる。遵守事項または指示事項としては、特に以下のものが考慮される。
 - 1 犯罪行為によって生じた損害を回復するために、特定の給付を行うこと
 - 2 公益的施設または国庫のために金員を支払うこと
 - 3 その他公共に役立つ給付を行うこと(sonst gemeinnützige Leistung zu erbringen)〔略〕

検察官は、遵守事項または指示事項の履行のため、2 文 1 号から 3 号まで〔略〕については 6 月以下〔略〕の期限を付する。〔略〕被疑者が遵守事項又は指示事項を履行したときは、その犯罪行為を軽罪として訴追することはできない。

- 2 項 公訴が提起された後は、裁判所は、事実の確定を最終的に審査できる公判段階の終結に至るまで、検察官および被告人の同意を得て、手続を暫定的に中止し、同時に前項第 1 文および第 2 文に定める遵守事項又は指示事項を被告人に課することができる。〔略〕